

○環境省令第六号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十条の三第十二項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月十三日

環境大臣 鴨下 一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条中「第一条」を「第六条」に、「第二条」を「第七条」に、「第四条」を「第九条」に改め、同条を第十条とし、第四条を第九条とし、第三条を第八条とする。

第二条中「第一条」を「第六条」とし、同条を第七条とする。

第一条中「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に、「都道府県地球温

暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）を「都道府県センター」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の五条を加える。

（公表の方法）

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表は、官報に掲載して行うものとする。

（住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置）

第二条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 地方公共団体実行計画の案及び当該案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により一般に周知するもの

とすること。

二 関係行政機関、法第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、法第二十四条第一項に規定する都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者の意見を聴くこと。

2 前項の規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

（関係地方公共団体の意見の聴取）

第三条 都道府県及び指定都市等は、法第二十条の三第一項の規定により地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くため、当該地方公共団体実行計画の案を関係地方公共団体に送付するものとする。

2 前項の規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

（都道府県及び市町村の公表）

第四条 都道府県及び市町村は、法第二十条の三第十項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をイ

インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

(関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等)

第五条 都道府県及び指定都市等は、法第二十条の三第十一項の規定により関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に、地方公共団体実行計画を添えて、送付することにより行わなければならない。

- 一 協力を求める内容又は意見の内容
- 二 協力を求める理由又は意見を述べる理由
- 三 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。